

本市と宇治市の境界変更に伴い、屋外広告物規制区域及び屋外広告物規制区域の種別を変更する案を作成しましたので、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成17年1月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 変更する区域等

屋外広告物規制区域及び屋外広告物規制区域の種別

2 区域及び屋外広告物規制区域の種別

京都市伏見区日野田頬町の一部、第2種地域

3 縦覧場所

京都市都市計画局都市景観部都市景観課

4 縦覧期間

平成17年1月13日から平成17年1月27日まで

ただし、京都市の休日を定める条例に基づく本市の休日を除く。

(注) 当該案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに、〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市景観部都市景観課に提出してください。

(都市計画局都市景観部都市景観課)